

2024年度 区分所有管理士登録更新

## 学習報告及び効果測定(確認テスト)

## 1. 学習報告について

私は、2024年度区分所有管理士登録更新にかかる自宅学習を、下記のとおり実施しました。

&lt;学習時間&gt;

年 月 日 (2時間程度)  
(開始 時 分 ~ 終了 時 分)

計 時間 分

\*別添資料1 機械式駐車設備の適切な維持管理 保守点検による維持管理が守る駐車設備の安全 を読みました。 \*別添資料2 二酸化炭素消火設備の事故を防ぐ ~過去の事例から学ぶ~ を読みました。 ※読んだ方は口に 

&lt;氏名・生年月日/登録番号・連絡先&gt;

氏名	生年月日 / 登録番号	平日昼間の連絡先
	/	

## 2. 効果測定(確認テスト)について

次の1~5の問題を読み、解答欄に正誤を記入してください。(正しければ○、誤りならば×)

	問題	解答
1	標準管理規約(単棟型)によれば、理事長は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2カ月以内に招集する必要がある。	○
2	マンション管理適正化法、第5条の4の認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	○
3	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行に伴い、令和3年5月より重要事項説明書への押印は不要となった。	×
4	長期修繕計画について、新築時に計画期間を30年とすれば、窓のサッシ等の建具の取替えや給排水管の取替えなども、修繕周期が計画期間を上回ることなく計画期間内に含まれる。	×
5	修繕積立金は、管理組合が行う共用部分の修繕工事の費用に充当するための積立金であり、専有部分について各区分所有者が行うリフォームの費用は原則として含まれない。	○

※正解は、2024年7月以降当協会ホームページ(<https://www.kanrikyo.or.jp/index.html>)で掲載予定

**提出期限：2024年6月5日(水)**

提出はFAX又はメールでお願いいたします。

&lt;お問い合わせ先&gt;

一般社団法人マンション管理業協会 区分所有管理士委員会事務局

電話 03-3500-2720 FAX 03-3500-1261 メール [kanrishi@kanrikyo.or.jp](mailto:kanrishi@kanrikyo.or.jp)